

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第25号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ただし書中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附則第2項中「平成30年度分」を「平成31年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、平成31年度分の保険料について適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。